

I P通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号）

実施 平成11年7月1日

目次（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～3（略）	（略）
4 I P通信網サービス	I P通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス、第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、第6種シェアードI P-P B Xサービス、第1種ドットフォンサービス、第2種ドットフォンサービス、第3種ドットフォンサービス、スマートP B Xサービス、NTT Comひかり電話サービス、インターネットGWサービス及びI S Pプラットフォームサービス
5（略）	（略）
6 I P通信網契約	当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第2種契約、第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、第6種シェアードI P-P B X契約、第1種ドットフォン契約、第2種ドットフォン契約、第3種ドットフォン契約、スマートP B X契約、NTT Comひかり電話契約、インターネットGW契約及びI S Pプラットフォーム契約

▲ I P通信網サービス契約約款 共通編（平成11年経企第35号）

実施 平成11年7月1日

目次（略）

第1章 総則

第1条～第3条（略）

（用語の定義）

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

区分	内容
1～3（略）	（略）
4 I P通信網サービス	I P通信網を使用して行う電気通信サービスであって、別冊に定める第4種オープンコンピュータ通信網サービス、第6種オープンコンピュータ通信網サービス、第7種オープンコンピュータ通信網サービス、第5種ホスティングサービス、第6種ホスティングサービス、第8種ホスティングサービス、第6種シェアードI P-P B Xサービス、第2種ドットフォンサービス、スマートP B Xサービス、NTT Comひかり電話サービス、インターネットGWサービス及びI S Pプラットフォームサービス
5（略）	（略）
6 I P通信網契約	当社からI P通信網サービスの提供を受けるための契約であって、別冊に定める第4種契約、第6種契約、第7種契約、第5種ホスティング契約、第6種ホスティング契約、第8種ホスティング契約、第6種シェアードI P-P B X契約、第2種ドットフォン契約、スマートP B X契約、NTT Comひかり電話契約、インターネットGW契約及びI S Pプラットフォーム契約

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

7 I P 通信網 契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第 2 種契約者、第 4 種契約者、第 6 種契約者、第 7 種契約者、第 5 種ホスティング契約者、第 6 種ホスティング契約者、第 8 種ホスティング契約者、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者、第 1 種ドットフォン契約者、第 2 種ドットフォン契約者、第 3 種ドットフォン契約者、スマート P B X 契約者、NTT Com ひかり電話契約者、インターネットGW契約者及び I S P プラットフォーム契約者
8～49 (略)	(略)

第 2 章～第 3 章 (略)

第 4 章 契約

第 8 条～第 12 条 (略)

(I P 通信網契約に基づく権利の譲渡)

第 13 条 (略)

2～3 (略)

4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務（第 34 条の 2（債権の譲受）の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務及び第 34 条の 3（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

第 14 条～第 17 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

第 9 章 通信

(通信利用の制限等)

第 26 条 (略)

2～5 (略)

7 I P 通信網 契約者	当社と I P 通信網契約を締結している者であって、別冊に定める第 4 種契約者、第 6 種契約者、第 7 種契約者、第 5 種ホスティング契約者、第 6 種ホスティング契約者、第 8 種ホスティング契約者、第 6 種シェアード I P - P B X 契約者、第 2 種ドットフォン契約者、スマート P B X 契約者、NTT Com ひかり電話契約者、インターネットGW契約者及び I S P プラットフォーム契約者
8～49 (略)	(略)

第 2 章～第 3 章 (略)

第 4 章 契約

第 8 条～第 12 条 (略)

(I P 通信網契約に基づく権利の譲渡)

第 13 条 (略)

2～3 (略)

4 I P 通信網利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P 通信網契約者の有していた一切の権利及び義務（第 34 条の 3（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

第 14 条～第 17 条 (略)

第 5 章～第 8 章 (略)

第 9 章 通信

(通信利用の制限等)

第 26 条 (略)

2～5 (略)

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

6 I P 通信網契約者は、前項に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、随時、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のW e b サイト (<https://www.ntt.com/personal/ocn-security/inf/malware.html>) 又は (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware>) において、その設定変更の方法を公表します。

7～10 (略)

第26条の2～第27条 (略)

第10章 料金等

第1節～第4節 (略)

第5節 債権の譲渡等

(債権の譲受)

第34条の2 別記2の(8)に掲げる事業者とサービス利用契約を締結している I P 通信網契約者は、当該事業者の契約約款等に定めるところにより当社に譲り渡すこととされた当該事業者の債権を当社が譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及び当該事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の場合において、当社は、譲り受けた債権を当社が提供する I P 通信網サービスの料金等に係るものとみなして取り扱います。

(債権の譲渡)

第34条の3 当社が別に定める場合に該当しないとき、又は I P 通信網契約者 (第2種契約者に限ります。) から申出 (当社が別に定める場合を除きます。) があったときは、I P 通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった I P 通信網サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の料金その他の債務 (第34条の2 (債権の譲受) の規定により当社が譲り受けた債権に係る債務を支払う義務を含みます。) に係る債権 (当社が請求するものに限ります。) を、当社が別に定める事業者 (以下「請求事業者」といいます。) に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注1) (略)

(注2) 本条に規定する当社が別に定める I P 通信網サービスは、第2種オープンコンピュータ通信網サービス (次条に該当するものを除きます。)、第1種ドットフォンサービス及び第2種ドットフォンサービス (タイプ1に限ります。) とします。

6 I P 通信網契約者は、前項に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、随時、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のW e b サイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware>) において、その設定変更の方法を公表します。

7～10 (略)

第26条の2～第27条 (略)

第10章 料金等

第1節～第4節 (略)

第5節 債権の譲渡等

第34条の2 削除

(債権の譲渡)

第34条の3 当社が別に定める場合に該当しないときは、I P 通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった I P 通信網サービス (当社が別に定めるものに限ります。) の料金その他の債務に係る債権 (当社が請求するものに限ります。) を、当社が別に定める事業者 (以下「請求事業者」といいます。) に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注1) (略)

(注2) 本条に規定する当社が別に定める I P 通信網サービスは、第2種ドットフォンサービス (タイプ1に限ります。) とします。

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(注3) (略)

第34条の4 I P 通信網契約者（第2種オープンコンピュータ通信網サービスのタイプ8のコース2に係る者に限ります。）は、料金表第1表に規定する定額利用料の料金に係る債権を当社が別に定める契約事業者（以下、本条において「契約事業者」といいます。）に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び契約事業者は、I P 通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 当社は、第2種契約者の氏名及び住所が契約事業者のI P 通信網契約者の氏名及び住所と異なる場合であっても前項に規定する料金その他の債務に係る債権を契約事業者に譲渡します。

(注) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、株式会社NTTドコモとします。

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第40条～第43条 (略)

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第44条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P 通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

(1) 別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります）に定めるもの

(2)～(4) (略)

(I P 通信網契約者の氏名の通知等)

第45条 (略)

2 I P 通信網契約者（第2種契約者に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社が第34条の3（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのI P 通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第24条（利用停止）の規定に基づきそのI P 通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

3～4 (略)

(注3) (略)

第34条の4 削除

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第40条～第43条 (略)

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第44条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、I P 通信網サービスにおける基本的な技術的事項及びI P 通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を閲覧に供します。

ただし、次に掲げるものはこの限りではありません。

(1) 削除

(2)～(4) (略)

(I P 通信網契約者の氏名の通知等)

第45条 (略)

2 I P 通信網契約者（第2種ドットフォン契約者（タイプ1に係る者に限ります。）に限ります。以下この条において同じとします。）は、当社が第34条の3（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのI P 通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第24条（利用停止）の規定に基づきそのI P 通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合がありますことについて、同意していただきます。

3～4 (略)

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

第46条～第47条 (略)

(協定事業者又は請求事業者による I P 通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第48条 当社は、I P 通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその I P 通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、当社が別に定める協定事業者又は請求事業者が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1) その申出をした I P 通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2) その I P 通信網契約者の申出について協定事業者又は請求事業者が承諾するとき。

(3) その他当社の I P 通信網サービスに係る業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者又は請求事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その I P 通信網契約者が協定事業者又は請求事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者又は請求事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(注) 本条に規定する当社が別に定める協定事業者は、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は N T T ファイナンス株式会社とします。

第49条～第51条の3 (略)

第14章 (略)

別記

1 I P 通信網サービスの提供区間

当社の I P 通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

(1)～(4) (略)

(5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント (I P 通信網と Universal One サービス契約約款 (第1編) に規定する Universal One 網、Universal One サービス契約約款 (第2編及び第3編) に規定する I P 伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網 又は電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網との接続点をいいます。以下同じとします。) との間

(6)～(23) (略)

2 特定協定事業者等

(1)～(7) (略)

第46条～第47条 (略)

第48条 削除

第49条～第51条の3 (略)

第14章 (略)

別記

1 I P 通信網サービスの提供区間

当社の I P 通信網サービスは、次に掲げる区間において提供します。

(1)～(4) (略)

(5) 契約者回線の終端とサービスインタワークポイント (I P 通信網と Universal One サービス契約約款 (第1編) に規定する Universal One 網、Universal One サービス契約約款 (第2編及び第3編) に規定する I P 伝送網、モバイルアクセスサービス契約約款に規定するモバイルアクセス網、電話等サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網又はエヌ・ティ・ティ・テレソナント株式会社の I P 通信網サービス契約約款に規定する I P 通信網との接続点をいいます。以下同じとします。) との間

(6)～(23) (略)

2 特定協定事業者等

(1)～(7) (略)

I P通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(8) 他の事業者とのサービス利用契約に係るもの

株式会社NTTぶらら

3～16 (略)

17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) (略)

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

ア (略)

イ D S L回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	(略)	(略)

備考 別冊に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービスについては、東日本電信電話株式会社のメニュー4のタイプ2のプラン2に係るものを除きます。

ウ (略)

(3) (略)

(4) その他

ア～エ (略)

オ 第1種ドットフォンサービス及び第2種ドットフォンサービスに係る加入電話等設備に係るもの

(略)

カ～ケ (略)

18 (略)

(8) 削除

3～16 (略)

17 I P通信網サービスの提供に係る当社若しくは特定協定事業者又は契約事業者の電気通信サービスの契約等

(1) (略)

(2) 他社接続契約者回線に係るもの

ア (略)

イ D S L回線に係るもの

事業者の名称	契約の種別等	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	(略)	(略)
西日本電信電話株式会社	(略)	(略)

ウ (略)

(3) (略)

(4) その他

ア～エ (略)

オ 第2種ドットフォンサービスに係る加入電話等設備に係るもの

(略)

カ～ケ (略)

18 (略)

附 則 (令和4年6月8日 P S事推第00928389号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

I P通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点

～2022年6月30日

2022年7月1日～

(吸収分割に伴う契約の取扱い)

2 当社が、次の表の左欄の約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「NTTレゾナント」といいます。）に承継された左欄の契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の約款（以下「新約款」といいます。）の契約の規定によるものとしします。

<u>旧約款（当社）：I P通信網サービス契約約款</u>	<u>新約款（NTTレゾナント）：I P通信網サービス契約約款</u>
<u>第2種契約</u>	<u>第2種契約</u>
<u>第1種ドットフォン契約</u>	<u>第1種ドットフォン契約</u>
<u>第3種ドットフォン契約</u>	<u>第3種ドットフォン契約</u>
<u>NTT Comひかり電話契約（コース1×ニュー1の第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るものに限ります。）</u>	<u>OCN ひかり電話契約</u>

3 旧約款により

当社が締結した契約に係る次の事項については、NTTレゾナントに承継された新約款に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

- (1) 品目及び通信又は保守の態様によるによる細目等
- (2) 期間（最低利用期間を含みます。）に係る起算日
- (3) 付加機能
- (4) 附帯サービス
- (5) その他旧約款等に基づくサービス提供条件

4 この改正規定実施前に旧約款の規定により生じた料金その他の債務については、旧約款の規定に従い取扱います。

5 当社は、附則4に定める債務の支払いが確認できないとき又は支払いを怠るおそれがあると判断したときは、NTTレゾナントにその旨を通知します。

6 旧約款の規定により当社に預け入れ、令和4年5月13日付け吸収分割契約によりNTTレゾナントに承継された前受金については、令和4年7月1日において、NTTレゾナントが新約款に基づいて取扱います。

7 この改正規定実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、旧約款の規定に従い取扱います。

I P 通信網サービス契約約款 共通編【現改比較表】 2022年6月15日時点	
~2022年6月30日	2022年7月1日~
	<u>8 この改正規定実施前に、当社に対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、新約款の規定に基づいて行ったものとみなします。</u>